

平成28年度事業計画書

1 基本方針及び重点事項

(1) 基本方針

「税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与する」ことによって「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業」を行うことを主目的とする当会は、公益社団法人として誠実に公益目的事業の展開を図るとともに、会員のための福利厚生制度の充実や地域社会と地域企業の健全な発展の支援を積極的に推進することとする。

(2) 重点事項

① 公益社団法人の定着に向けて

平成23年3月に千葉県から「公益社団法人」の認定を受けたことにより、当会の更なる基盤整備を図りつつ、会員それぞれが当会を通じて社会貢献していることを認識し、公益社団法人としての事業推進と地位の確保を図る。

イ 会計基盤の充実

当会においては、平成20年に整備された「公益法人会計基準」に則った会計処理を誠実に実行しており、今後も明瞭性・透明性・合理性を確保するための会計基盤（本会・ブロック・部会）をより確実に整備して定着させることとする。

ロ 公益目的事業の推進

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の認定基準に「公益事業割合が50%以上を必要とする」ことが定められているため、この認定基準をクリアする公益目的事業（税務行政協力としての「研修会」「租税教育」「税の啓発・広報活動」のほか、地域社会への貢献活動事業・経営支援事業）を積極的に展開し、公益社団法人としての社会的使命を果たすこととする。

② 会活動の原点となる支部・ブロック活動の活性化

支部・ブロックは会員にとって一番身近な存在であり、支部・ブロックの事業活動が法人会の事業活動の原点であることを踏まえ、支部・ブロックの活性化が法人会活動をより発展させることを認識し、次の施策を実施する。

イ 支部・ブロック組織の確立

支部・ブロックの事業活動を円滑かつ活発に展開するには、本会、ブロック、支部、会員へと情報が滞ることなく伝達されることが重要であるため、情報伝達を円滑かつ早期に行う支部長・ブロック長を中心とした活動する組織の確立が必要である。

そこで、支部・ブロックにおいて法人会活動を理解し、ボランティアで行動してくれる人物を積極的に役員（幹事）に登用し、組織の確立と情報伝達の充実を図ることとする。

ロ 支部・ブロック役員役割分担の明確化

支部・ブロックの事業を円滑に推進するためには、支部長・ブロック長をのみの活動では限界があるため、支部長・ブロック長を補佐する副支部長・副ブロック長及び支

部・ブロック役員が活動が必要不可欠である。

そこで、それら役員を選任と役割分担を明確にし、それぞれが行動（新規会員・役員の発掘、情報伝達、行事への参加呼びかけ、物品等の配付）することによる負担の軽減と支部・ブロック内会員との意思の疎通を図って、事業を積極的かつ円滑に推進する。

ハ 年間事業計画等の早期策定及び会員への周知

支部・ブロックにおける年間事業計画を、本会事業と調整しつつ早期に策定し、それを支部役員・会員に周知して事業への参加を促進する。

特に、支部・ブロック役員会については、理事会における決議・承認事項、報告・連絡事項及び会員増強・会費収納等強化期間に合わせ、年に4回以上の開催を確実に策定し、それを役員に周知して支部役員の行動予定の先取りをしつつこれら事業に参画してもらうこととする。

ニ 他支部・ブロックとの交流、情報交換

他の支部・ブロックにおいて行っている事業等の長所を、早期かつ効率的に活用してもらうため、各支部・ブロックの活動状況等の情報交換を積極的に行う。

ホ 会員間交流の積極的開催

本会、ブロック、支部において、会員間の親睦会を含む交流会を積極的に開催し、異業種間交流と人脈の構築をし、情報の共有化を図る。

③ 委員会運営の活性化

本会事業の企画・実行を分担する各委員会を円滑にかつ活発に運営するため、ブロック役員を委員会委員に派遣して委員会とブロックの相互協力を行うとともに自薦・他薦の委員を登用して本会事業の理解を深めることとする。更に、各委員会の相互の事業を理解し、全体として事業が円滑かつ活発に実行できるよう相互に連絡員を派遣するとともに事業が関連する委員会の合同会議の推進を図る。

④ 「市民の集いふれあい広場」の開催

地域社会の発展と税の啓発活動を目的とし、一般市民を対象に隔年実施している「市民の集いふれあい広場」（第7回）を開催する。

⑤ e-Tax利用の更なる促進

効率の良い政府を提案している法人会は、「電子政府」の一つであるe-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用促進が、その効率化実現に繋がると考えているので、引き続き会員企業のみならず、納税者全員に向けたe-Tax利用（特にダイレクト納付を含む電子納税）の促進に一層努力する。

⑥ 財政基盤の確立

当会の運営に要する費用は、会員からの一般会費及び公益財団法人全国法人会総連合からの助成金と会員の事業参加による事業参加費によって賄われているが、会員の減少によって一般会費収入が減少していることに伴い、計画する事業を円滑に推進することが困難になる可能性が懸念される。そこで、事業を安定的に推進する財政基盤を確立することが重要であるため、平成28年度中にこの課題を将来的にも解決する具体策を検討することとする。

イ 経費の節減

公益目的事業に関する経費をできるだけ確保しつつ経費の削減を図れるかを現行実施事業の削減・縮小を含めて見直し、収入の範囲内において事業展開する方策を検討する。

ロ 収入の確保

会員から収納する会費すべてを公益目的事業に費消することが公益法人の究極の姿であるが、社団法人であるからには会員への支援や親睦等事業を欠かすことができないものであるため、公益目的事業とその他の会員支援事業とをバランスよく実施すべく会費を含めた収入の確保策を速やかに整備することとする。

⑦ 目に見える分かり易いメリットの推進

法人会が展開している福利厚生制度は、経営者・従業員にとって極めて大切で有利な制度であるとともに、企業経営にも重要な制度であること、更にはこれらの活用の一部が本会の大きな財源になることを認識し、その利用の促進を図る。

また、現在行なわれている会員にとって目に見えるメリットである福利厚生制度を会員に周知するとともに、会員にとって即効性のある各種会員割引制度等の開拓が重要課題であるため、本会のみならず県内各単位会との連携を図り、積極的に取り組むこととする。

2 主な事業計画

(1) 税の啓発活動

① 税制及び税務に関する研修会・講習会の実施

- イ 新設法人・決算期別法人説明会
- ロ 法人税・消費税等確定申告書の書き方講習会
- ハ ブロック別に開催する税務に関する実務講習会、税務研修会
- ニ 源泉所得税を主体とする実務研修会
- ホ 税制・税務に関するセミナー
- ヘ 「市民のための税金教室」の実施
- ト 租税教室及び絵はがきコンクールの実施
- チ e-Tax 操作法研修会の実施
- リ 租税に関する教材・資料の配布
- ヌ 船橋市租税教育推進協議会への参加による租税教育の推進

② 租税に関する広報

- イ 機関紙及びホームページによる租税関連情報の広報
- ロ 街頭における租税広報及び啓発活動
- ハ 広告塔利用による確定申告期間等周知広報
- ニ 会員企業の店頭における税務関係ポスター等掲示広報

(2) 税制提言活動

- ① 税制改正に関するアンケート等の実施
- ② 税制改正に関する要望書の提出
- ③ 税制改正要望事項実現のための陳情等の実施

(3) 経営支援活動

- ① 企業経営に役立ち、自己啓発・研鑽の場としての各種講演会の開催
- ② 簿記講座、e-Tax 操作法研修会の実施
- ③ 経営支援関係教材、資料の紹介・配付
- ④ 中小企業会計啓発・普及セミナーの実施

(4) 地域発展活動

- ① 「市民の集いふれあい広場」の実施
- ② ふなばし市民まつり「民踊パレード」への参加
- ③ 地域活性化のためのイベントへの参加、協賛
- ④ その他ボランティア・チャリティー活動の実施

(5) 福利厚生事業

- ① 経営者大型総合保障保険制度の推進
- ② 中小企業向け貸倒保証制度（取引信用保険）の推進
- ③ 生活習慣病健診の実施

(6) 会員支援事業

- ① 親睦会、懇親会、新入会員歓迎会の実施
- ② 海外研修旅行、国内研修旅行の実施
- ③ ブロック・支部・部会の研修旅行の実施
- ④ ゴルフ大会、納涼祭、収穫祭、ボウリング大会等の実施
- ⑤ ビジネスローン（提携融資）に関する紹介
- ⑥ 名入れカレンダーの配付
- ⑦ 会員向け優遇（割引）制度利用の紹介

(7) 会員増強活動

- ① 会員の退会防止に向けての施策実施
- ② 新入会員をより多く獲得し、会員の純増を目指す
- ③ 協力企業、金融機関、税理士会への会員増強協力要請の実施
- ④ 会員増強グッズの作成・配付

(8) 規程等の整備・定着

公益社団法人の定款、理事会運営規則等を定着させるとともに、公益社団法人にふさわしい規程等を更に整備して定着を図る。

(9) 諸会議の開催

- ① 総会
- ② 理事会
- ③ 正副会長・監事会議

- ④ 正副会長とブロック長の会議
- ⑤ 正副会長と支部長の会議
- ⑥ 各委員会
- ⑦ ブロック、支部役員会
- ⑧ 部会（源泉、女性、青年）役員会

(10) 上部団体の行事、会議等への参加

- ① （公財）全国法人会総連合が主催する事業及び会議等
- ② （一社）千葉県法人会連合会が主催する事業及び会議等

(11) 友誼団体の行事、会議等への参加

- ① 船橋税務署管内の税務協力団体との連絡協調
- ② 船橋税務署管内税務協力団体の行事への参加

(12) 功労者表彰の実施

「表彰規程」及び「会員増強功労表彰規定」に基づく当会への功労者を表彰する。

(13) 他の法人会、団体との交流

会務運営及び事業活動を円滑に遂行できるよう千葉県内の法人会を中心に他の単位会との交流を図るとともに税務協力団体や市内の地域振興団体との交流を図る。